

そのものとしてあらわれざるをえなくなり、死の個性が弾き出されて、鎮魂されねばならないからそうなるのである。それは神謡のもつ表現に則ってこそ、つまり、神謡に支えられてありえたのである。

挽歌は、以上のように共同性（古代とは共同性として把握できる）の問題から、始源的な表現である神謡との繋りにおいてみていくべきである。これが発生論という方法である。

「高市皇子挽歌」を通して

様式論から

森 朝男

万葉長歌中最大のこの長歌の前半九十句ほどの叙述構成をたどってみると、それは決して史実としての壬申の乱をも、壬申の乱における高市皇子の活躍をも叙述してはいない。この九十句の叙述はむしろ事実を超えたある意味性を喚起する。その意味性をかたち作っているもの、ないしはその意味性そのものこそが、すなわち様式である。九十句は次のように展開する。

①天武天皇の「天降り」（実は和歌宮への出御） ②天皇の高市皇子への全軍指揮委任 ③皇子の奮戦 ④敵の身を捨てての逆襲 ⑤神風と「常闇」の現出 ⑥皇子の敵軍平定 ⑦天皇の国内治定・即位

この展開の中で①と⑤の部分の表現に注目してみたい。①の部分には「明日香の 真神の原に ひさかたの 天の御門を 畏くも

定め給ひて 神さぶと 磐隠ります やすみしし わご大君の……
高麗剣 和甕が原の 行宮に 天降り座して」とあって、明瞭に「天降り」と歌われている。一方⑤の部分は敵の逆襲の中、「渡会の 斎の宮ゆ 神風に い吹き惑はし 天雲を 日の眼も見せず 常闇に 覆ひ給ひて」とあり、すぐ続いて「定めてし 瑞穂の国を 神ながら 太敷きまして」と、⑥⑦の乱平定と国内治定・即位の叙述に移る。この「常闇」とは天照大神の岩戸隠れの時の「常夜」（記）、「常闇」（紀）、神功皇后の忍熊・香坂王平定譚中の「常闇」（神功撰政元年二月紀）などに相通するもので、本来は靈力更新の鎮魂祭の夜（冬至の長夜）を意味し、説話に応用されて戦闘中の危機回生の折り目を示すようにもなったものである。倭建命の伊吹山の危機における谷の暗さや、神武天皇の熊野の「をえ」なども同様式のものであって、即位直前の苦難・試練を意味し、成年式的試練の意味を内包させるものでもある。

そのように見ると、①⑦の展開は、へ降臨↓戦闘↓危機↓回生勝利↓平定・即位↓という、記紀神話でいえば天孫降臨から神武肇国までの叙述に見合う、始祖伝承・肇国伝承のパターンを持つことになる。

ところでこの展開の中における皇子は、天皇を助けて直接全軍を指揮する位置にあり、それは後半五十九句冒頭の、乱後の皇子に対応する、「天の下 申し給へば」という太政大臣的地位の叙述に対応する。前半九十句の戦闘叙述を肇国神話のパターンに様式化することによって、皇子の乱後の太政大臣としての地位を必然化しているのである。つまり前半の述べた如き構成は後半のこの叙述のためになされたのである。そうしてこの後半の叙述に関してそのような

前半の叙述を要求するものこそ、記紀的な盛国神話を完成させたこの時期の宮廷と、そこに奉仕する宮廷詞人人麿とが共有した、一つの様式への意志ないし想像性であったことになろう。

「高市皇子挽歌」を通して

制度論から

丸山 隆司

高市皇子挽歌において最も注目すべき表現は、第43句以下の〈軍容〉と〈戦闘〉の描写であろう。この部分が、高市皇子が天武軍の統率者として壬申の乱において活躍した、その〈讚業〉の表現となっていることは問題ないだろう。だが、この〈讚業〉は、高市という個体を「皇子随任賜者」という表現にみられるように天武の臣下という水準でとらえることによって、はじめて可能であった。このことは、多くの金石文（墓碑銘等）において、〈讚業〉する個体の生を、その歴代天皇との関係において区分し、表現することと対応する。いかえれば、国家という共同性の水準に触れる地平でのみ個体は意識され、とらえかえされた。したがって、〈讚業〉はそれ自体〈制度〉の枠においてなされる。だが、この〈讚業〉の表現は具体的にどのような構造となっているのか。第一に注目されるのは、「斉流鼓音者……吹響流小角乃音母……指举有幡之靡……取持流弓波受乃驟……引放箭之繁計久……」といった。鼓・小角・幡・弓・箭などの列挙である。これはなにを表現しようとするのか。たとえば、軍防令39に「凡車団、各置鼓二面、大角二口、小角四口……

……」という規定を想起させないだろうか。さらに、同44には、「凡私家 不得有鼓鉦・弩・牟・稍・具装大角・少角・及軍幡、唯樂鼓不在禁限」という規定がみられる。この条は天武14年11月の詔「詔四方國曰、大角小角鼓吹幡旗 及弩抛之類、不応存私家 咸収于郡家」に溯源する。すなわち、これらの条文・詔は国家の軍隊のあるべき姿を具体的に表現する。いかえれば、これらの具体的な装備についての規定は、当為としての軍を表現している、とみなすことができる。このような条文・詔が表現する当為としての軍を想起させるところに、先の表現はありえていたのではないだろうか。つまり、それは高市皇子の率いる軍が、この当為としての軍——正規軍であることを表現している。〈律令〉の個々の条文は、このように様様な事象についての当為としての観念を表現する。そして、それらの観念を貫徹するのは国家の論理である。逆にいえば、国家の論理は、この〈律令〉の個々の条文によって具体的に、可視的に表現されているとみなすことができるだろう。このように〈律令〉をとらえるとき、うたの内部に〈律令〉が、すなわち〈制度〉が立ち現われる。もう一点、〈軍容〉の描写はこのような展開をとりつつ、たとえば「指举有幡之靡者、冬木成春去来者、野每著而有火之、風之共靡如久」にみられるような直喩表現をとる。この直喩となっている「冬木成……風之共靡」の類句は、たとえば、

冬隠 春乃大野乎 焼人者 焼不足香文 吾情熾（巻七1336寄草）
と、いわゆる序詞であり、うたは典型的な心物対応構造をとる。だが、右の表現は物と物を直喩として対応させている。この構造を支える論理とはなんだろうか。考えうるのは、〈軍容〉を表現する物の列挙が当為としての観念を表現するが故に、その抽象性を充すべ